



2014年3月発行
船橋市学童保育連絡協議会

公式サイト <http://homepage2.nifty.com/fghrk/>
メール fghrk_info@freeml.com



◆ 放課後子ども教室の予算が計上されました。

来年度の船橋市の予算に放課後子ども教室(以下『子ども教室』事業)5校分の予算が計上されました。この5校をモデル校として、2015年度に約半数の小学校で実施され、2016年度には全小学校で開始の予定です。

<モデル校> 西海神 芝山東 田喜野井 習志野台第一 大穴北

<予算>

歳出 総額 65 百万円 人件費 30 百万円、運営に係わる諸経費 15 百万円 工事請負費 20 百万円

歳入 国庫支出金 9 百万円 雑入 1 百万円

<運営>

- * 平日 放課後～17:00 学校休業日 9:00～17:00
- * 登録した児童が学校から直接通う。(家庭からは参加できない)
- * その日に空いている学校施設(図書室、体育館など)を事前にリサーチし利用する。
- * 運営委員会を設置する。
- * 保険料 500 円/年間
- * コーディネーター 勤務時間 9:00～17:00 非常勤職員 1330 円/時間 1 名
サブリーダー 勤務時間 放課後～17:00 臨時職員 940 円/時間 2 名
- * コーディネーターには退職教員を想定している。

2月25日に開催された副市長懇談の場で、「放課後ルームと一体的な運営」にならないように、強く要望しました。



◆ 解説 一体的な運営とは

一体的な運営とは、放課後ルームと『子ども教室』事業を同じ施設とスタッフでおこなうことを指しています。独立した場所で専任のスタッフがそれぞれの事業を実施し、お互いに連携することが、あるべき姿だと考えます。

特に、学童保育の専用室・専用スペースに対する「児童1人当たりおおむね 1.65 m²以上」の基準は守られなければなりません。江戸川区の学童保育は、2004年から『教室』事業と一体化された運営がされています(名称は「すくすくスクール」)。麦茶による水分補給やおやつも廃止されました。休息スペースもありません。板橋区も、江戸川区とほぼ同様の一体的運営を2014年度から開始し、2015年度で全52校で実施の予定です。

3/20 安倍総理は女性の働きやすい環境を整えるため、文部科学と厚生労働の両省に対して、学童保育事業を質・量ともに改善するよう指示しました。具体的には、文科省の「放課後子ども教室」と、厚労省の「放課後児童クラブ」が並存する現状を見直し、一体で運用する方向です。

しかしながら、「一体運用」が量の改善につながるとしても、質の改善につながらないことは、先行実施の自治体の例を見れば明らかになっています。

放課後ルームと放課後子ども教室の比較

	放課後ルーム	放課後子ども教室
対象	放課後家庭で子供だけになってしまう小学生	小学生
目的	遊びと生活の場を用意して、子供たちの心身の発達を促していくこと	子どもたちの活動拠点(居場所)を確保し、様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援
定員	あり	なし
指導員(スタッフ)	入所児童数に応じた加配	3人
施設	専用施設	学校施設

◆ 現在の「児童数 50 名を指導員 3 人」→「2 人以上」に引き下げる

2015 年 4 月から施行される「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関する基準を定める条例」の元となる「基準」ですが、船橋市社会福祉審議会での審議が終了しました。厚生労働省令の案すら公表されていませんが、「6 月議会に間に合わない」との理由で、審議が進められています。

審議された基準の問題点

船橋市の現行の基準を「下限」にするのではなく、国の基準（市が見込んでいる内容）を「下限」にした基準になっています。船橋市の条例は、船橋市内で放課後児童健全育成事業を実施する民間施設の基準にもなるため、国の基準を「下限」にするとの説明です。

たとえば、指導員の配置基準について「児童 50 人に対し常時指導員 3 人配置」しているのに、「2 人以上」としています。指導員の配置や、施設毎の定員設定。そしてその基礎となる「児童数の数え方」を、明確にする必要があります。

<解説>「児童数の数え方」とは？

市が見込んでいる国の基準は、

- ① 1 つの集団の規模は、おおむね 40 人までとする。
- ② おおむね 40 人を超えるクラブについては、児童を複数の集団（クラス）に分けて対応するように努める。
- ③ 児童数は毎日利用する児童に、週のうち何日か一時的に利用する児童の平均人数を加えた数で捉える。としています。



これに対して、船橋市は③の考え方を踏まえて一律 50 人と解釈し

- ① 1 つの集団の規模は、登録児童 50 人までとする。
- ② 登録児童が 50 人を超えるクラブについては、児童を複数の集団（クラス）に分けて対応する。としています。

◆ 条例案に保護者・指導員の声を反映し、ルームの増設を要望しましょう

市連協では児童育成課に協議の場を求めています。条例案が議会に提出される前に、私たちの意見が反映されるように努力を続けます。また、条例案に対するパブリック・コメントが実施される予定になっています。実施される場合には、皆さんから直接意見を寄せていただきたいと思います。

施設に対する国の基準は、1.65 m²/人です。それに対して船橋市では 1.5 m²/人が 38 か所あります。船橋市は、「全てを 1.65 m²/人で設定すると、現在の定員が 289 名減少する。引き続き 20%増で受け入れても新たに 87 人が待機となる。」とし、「当面は 1.5 m²/人での定員を残す」としています。つまり、入所児童数が定員を大きく下回らない限りいつまでも、1.65 m²/人にはなりません。船橋市には、「利用を希望する児童数の推計等を勘案しながら増設計画を進める」という従来の立場を強く推進することを望みます。